

## 羽生市雨水流出抑制施設設置基準

### 1 目的

近年、多発する突発局地的な集中豪雨により、短時間で河川や排水路の水位が上昇することで迅速な雨水排水が困難となり、市内箇所において道路冠水等が発生するなど、ますます総合的な治水対策が必要となっている。

そこで、開発行為に該当しない土地利用についても、事業者は本設置基準に基づき、雨水の流出抑制に努めることとする。

### 2 対象事業

本設置基準の対象事業は、次のとおりとする。ただし、下記以外の事業を行う場合においても、貯留または浸透の方法により処理できる施設を積極的に設置し、雨水の流出抑制に努めるものとする。

- (1) 敷地面積 500m<sup>2</sup>以上の建築行為（自己居住用の建築物を除く）
- (2) 資材置場
- (3) トラックヤードや月極駐車場など
- (4) 太陽光発電施設

### 3 雨水流出抑制施設の必要対策量

雨水の流出に対する必要対策量は、次のとおりとする。

事業区域の面積	対策の基準
1ha未満	貯留500m <sup>3</sup> /haに相当する流出抑制施設を設置すること
1ha以上	貯留700m <sup>3</sup> /haに湛水実績に伴う湛水量を加えた流出抑制施設を設置すること (埼玉県条例に該当する場合、県河川砂防課と協議し、許可を得ること。)

### 4 雨水流出抑制施設の内容・構造

雨水の流出抑制は、貯留方式または浸透方式により行うこと。なお、雨水流出抑制施設の内容および構造は「羽生市雨水流出抑制施設設計の手引き」に準ずること。

#### (1) 貯留方式

駐車場、その他オープンスペースに貯留する地表面貯留、地下ピット等に貯留する地下貯留

#### (2) 浸透方式

浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝、透水性舗装、システムパネル、空隙貯留浸透施設など土壤の不飽和帯を通じて地中に浸透させるもの

### 附 則

この基準は、平成28年9月30日から施行する。

#### 附 則（平成30年4月1日改正）

この基準は、平成30年4月1日から施行する。